

●香川県告示第193号

森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安施設地区の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成23年5月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定に係る保安施設地区の所在場所

- (1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱7号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱14号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

東かがわ市五名字峯四郎7の4、14、25、26、27の1、27の3、31の1、字国木尾37の1

- (2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

さぬき市大川町田面字下不粉3466の1、3466の2

- (3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

観音寺市豊浜町箕浦字山分乙未81の11から乙未81の13まで

- (4) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱39号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱39号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱40号から標柱50号までを順次結んだ線及び標柱40号と標柱50号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

綾歌郡綾川町西分字西開乙599の1、乙599の15

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間 3年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに東かがわ市事業部経済課、さぬき市建設経済部農林水産課、観音寺市経済部農林水産課及び綾川町経済課に備え置いて縦覧に供する。）